

プラスチック押出造粒協会

プラスチック押出造粒協会 定款

第一章 総則

(名称)

第一条 本協会は、プラスチック押出造粒協会と称する。

2 本協会の英語表記は、PLASTIC PELLETIZING ASSOCIATION とする。略称を PPA と表示する。

(事業所)

第二条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(設立目的)

第三条 本協会は、次条に規定する事業を行うことにより、プラスチック押出造粒（リサイクルを含む。）における製造、販売、品質管理等に関する情報交換と施策の充実を図るとともに、技術開発及び技術の普及並びに技能向上に取組み、人材の確保及び育成を図り、その技術及び人材を通じて国内外のプラスチック産業の発展を図り、もって持続可能で質が高く稔り豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本協会は、次の事業を行う。

- 一 プラスチック押出造粒（リサイクルを含む。以下同じ。）の技術の普及及び教育訓練並びに広報に関する事業
- 二 プラスチック押出造粒に関わる人材の確保及び育成に関する事業
- 三 プラスチック押出造粒の調査研究、技術開発に関する事業
- 四 プラスチック押出造粒の事業を行う事業者相互の情報交換
- 五 全日本プラスチックリサイクル工業会が実施するプラスチック押出造粒に関わる技能実習制度の運用に支援協力すると共に、その運用改善及び環境の整備並びに国内外の理解の醸成と進展に資する事業
- 六 前各号に附帯関連する事業

第二章 会員

(会員)

第五条 本協会は、本協会の目的に賛同するプラスチック産業に係る事業者及び事業者団体たる法人（法人に準ずるものを含む。）のうち次条の規定により本協会の会員となった

者を会員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協会の会員以外の者に賛助会員その他これに類する資格（以下「賛助会員等」という。）を付与することができる。ただし、賛助会員等の資格は、これを付与された者を会員とするものではない。
- 3 賛助会員等に関し必要な事項は、理事会の決議によりこれを定める。

（会員資格の取得）

第六条 本協会の会員になろうとする者は、一人以上の会員の推薦を得て、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（届出）

第七条 会員は、その氏名、住所に変更があったときは、遅滞なく本協会にその旨を届けなければならない。

（経費の負担）

第八条 会員は、会員になった日に、総会で定める額の入会金を本協会に収めるものとする。

- 2 会員は、総会で定める額の会費を本協会に納めるものとする。
- 3 第一項の入会金及び前項の会費は、理事会が定める金融機関口座に振り込む方法により行わなければならない。

（任意退会）

第九条 会員が本協会を退会しようとするときは、一か月前までにその旨を書面により会長に届け出なければならない。

（法定退会）

第十条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは退会するものとする。

- 一 第八条第一項の支払い又は同条第二項の払込みを六か月以上遅滞したとき。
- 二 総会員の同意があったとき。
- 三 当該会員が解散したとき。
- 四 除名されたとき。

（除名）

第十一条 本協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、第十八条第二項に定める総会の決議を経て当該会員を除名することができる。この場合において、本協会は、その総会の開催日の二週間前までにその会員に対してその旨を通知し、総会において弁明の機会

を与えなければならない。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第十二条 会員が第九条又は第十条の規定により退会したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

第三章 総会

(構成)

第十三条 総会はすべての会員をもって構成する。

(権限)

第十四条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- 四 入会金並びに会費の額及びその徴収方法の決定又は変更
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散
- 八 その他総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第十五条 総会は、定時総会を毎年五月に一回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

(招集)

第十六条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の十分の一以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集通知は、開催日の一週間前までに書面により発するものとする。
- 4 前項の通知は、会員の承諾を経て、電磁的方法により発することができる。

(議決権)

第十七条 総会における議決権は、会員一人につき一個とする。

(決議)

第十八条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、出席した当該会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 五 事業の全部の譲渡
 - 六 解散
 - 七 合併
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第二十二条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面等による議決権の行使)

第十九条 総会に出席できない会員は、他の会員一人を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、当該会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的記録に記録して、総会の日の当日までに当該記載又は記録をした議決権行使書面又は電磁的言己録を本法人に提出又は提供しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

第二十条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が総会員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、総会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第二十一条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した理事の中から選出された二名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び顧問

(役員を設置)

第二十二条 本協会に、次の役員を置く。

- 一 理事 五名以上十名以内
- 二 監事 二名以内

2 理事のうち一名を会長、二名以内を副会長、一名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって代表理事とする。

4 第二項の会長、副会長及び専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第二十三条 理事は、総会において会員の中から選任する。ただし、総会の決議により特に必要と認められた場合、二名を限度として会員以外の者を選任することができる。

2 監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、総会の決議により特に必要と認められた場合、一名を限度として、会員以外の者を選任することができる。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。

4 監事は、本協会又はその子団体の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか一名とその配偶者又は三親等内の親族の合計数は、理事の総数の三分之一を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第二十四条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長及び副会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第二十五条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び職員（本協会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対していつでも事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第二十六条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第二十二条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十七条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、第十八条第二項に定める決議によらなければならない。

(報酬等)

第二十八条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第二十九条 本協会は顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者、本協会に功労のあった者、会長・副会長経験者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、委嘱の都度会長が定めるものとする。
- 5 第二十八条の規定は、顧問について準用する。

第五章 理事会

(構成)

第三十条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が別に定めるところにより、副会長が議長となる。

(権限)

第三十一条 理事会は次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 四 その他理事会で決議するものとしてこの定款に定める職務

(招集)

第三十二条 理事会は会長が招集し、開催日の三日前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が別に定めるところにより、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第三十三条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第三十四条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提集を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第三十五条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第三十六条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 委員会

(委員会)

第三十七条 本協会は、第四条第一項各号の事業を実施管理するため、理事会の決議により委員会を設置する。

2 委員会の長は会長又は会長の委嘱を受けた理事がこれに就任するものとする。

3 委員会の設置及び運営に関する細則規程は、理事会の決議によりこれを定める。

第七章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第三十八条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局規程による。

第八章 財産及び会計

(事業年度)

第三十九条 本協会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。

(事業計画及び収支予算)

第四十条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第四十一条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

- 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第四号の書類については、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号及び第四号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第一項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に五年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（財産の構成）

第四十二条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 第八条第一項に規定する入会金及び同条第二項に規定する会費
- 二 寄附金
- 三 借入金
- 四 財産の運用により生じる収入
- 五 事業による収入
- 六 その他

（財産の管理）

第四十三条 本協会の財産は会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議によりこれを定める。

（経費の支弁）

第四十四条 本協会の経費は、第四十二条各号に規定する財産をもって支弁する。

第九章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第四十五条 この定款は、第十八条第二項に定める総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第四十六条 本協会は、第十八条第二項に定める総会の決議により解散することができる。

第十一章 雑則

(補則)

第四十七条 この定款で定めるもののほか、本協会の事務の運営上必要な事項は、理事会の決議によりこれを定める。

附則

(最初の事業年度)

第一条 本法人の最初の事業年度は、本協会成立の日から令和五年三月三十一日までとする。

(設立時役員)

第二条 本協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	中村貴	日弘ビックス株式会社代表取締役社長
	石塚勝一	石塚化学産業株式会社代表取締役社長
	船木邦康	一般社団法人プラスチック押出造粒技能評価機構 (清算法人) 専務理事
	乙部大輔	株式会社八甲商会代表取締役
	神田伸二	東京山陽プラス株式会社常務取締役
	北田承治	株式会社丸昌代表取締役
	進藤浩	進栄化成株式会社代表取締役
	宇田川初夫	株式会社ユーアイ社代表取締役
設立時代表理事	中村貴	日弘ビックス株式会社代表取締役社長
	石塚勝一	石塚化学産業株式会社代表取締役社長
設立時監事	高橋俊策	高六商事株式会社代表取締役社長

(設立時会員)

第三条 本協会の設立時会員は、次のとおりとする。

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番8号
設立時会員 日弘ビックス株式会社

住所 東京都北区浮間二丁目12番24号
設立時会員 石塚化学産業株式会社

住所 東京都荒川区西日暮里二丁目20番1号
設立時会員 高六商事株式会社

住所 茨城県守谷市緑二丁目34番地1
設立時会員 株式会社八甲商会

住所 埼玉県春日部市豊野町二丁目20番地1
設立時会員 東京山陽プラス株式会社

住所 茨城県坂東市生子2325番地
設立時会員 株式会社丸昌

住所 東京都足立区梅田五丁目17番12号
設立時会員 進栄化成株式会社

住所 埼玉県三郷市彦成5-255
設立時会員 株式会社ユーアイ社

住所 茨城県笠間市押辺2403番
設立時会員 亜星商事株式会社

住所 千葉県市川市鬼高三丁目13番6号
設立時会員 大洋マテリアル株式会社

住所 東京都大田区東六郷一丁目18番4号
設立時会員 燕化学工業株式会社

住所 長野県小諸市大字和田483番33号
設立時会員 ベストプラ株式会社

住所 大阪府東大阪市横枕西10番30号
設立時会員 株式会社ヘキサケミカル

附則

(施行期日)

第一条 この定款は、令和四年十月十一日から施行する。